

監事監査報告書

平成30年5月22日

学校法人 常陽学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 常陽学園

監事 高橋 奈香子



監事 山吹 直幸



私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人常陽学園寄附行為第15条に基づいて学校法人常陽学園の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書）を含め、学校法人の業務及び財産に関し監査をいたしました。

1. 監査方法の概要

私たちは、理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取しかつ重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し計算書類につき検討を行うなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

私たちは、学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以上